

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年6月4日 |
| 【会社名】 | 日本アセットマーケティング株式会社 (旧会社名 株式会社ジース) |
| 【英訳名】 | Japan Asset Marketing Co.,Ltd. (旧英訳名 The Earth CO.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長最高執行責任者 越塚 孝之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南青山二丁目6番18号 (旧本店所在地 大阪市中央区平野町二丁目2番12号) |
| 【電話番号】 | 03-6804-1007(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役最高財務責任者 兼原 裕二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山二丁目6番18号 |
| 【電話番号】 | 03-6804-1007(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役最高財務責任者 兼原 裕二 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 1,690,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注) 平成25年6月27日開催の第14回定時株主総会の決議により、平成25年7月1日から会社名及び本店の所在の場所を上記のとおり変更いたしました。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成24年3月期における2件のソフトウェアの販売に係る取引（以下、「本件販売取引」という）に関して、適切な会計処理が行われていなかったとの外部からの指摘を受けたことに伴い、当社と利害関係を有しない社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を行い、平成26年3月28日付けで第三者委員会からの調査報告書を受領いたしました。当該第三者委員会からの調査報告書により、本件販売取引について、不適切な会計処理があったことが判明いたしました。

その結果、平成25年3月1日に提出した有価証券届出書に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|-----------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 近畿財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年9月6日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第14期第3四半期) | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月14日 近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|-----------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 近畿財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年9月6日 近畿財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成25年9月9日 関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成25年11月1日 近畿財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成26年4月24日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第14期第3四半期) | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月14日 近畿財務局長に提出 |
| 訂正四半期報告書 | 事業年度 (第14期第3四半期) | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 平成26年4月24日 近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月22日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 美千雄指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アセットマーケティング株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成24年6月25日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月22日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 美千雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アセットマーケティング株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成24年6月25日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。